

指名停止業者

商 号	所 在 地	指名停止期間	指名停止理由
極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2-5-11	令和8年1月16日から 令和8年6月15日まで (5か月)	<p>極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から、極東開発工業株式会社は、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を受け、新明和工業株式会社は、違反事業者として公表された。</p> <p>このことは、高松市指名停止等措置要綱別表措置要件第13号イ(独占禁止法違反／県外)に該当する。</p>
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	令和8年1月16日から 令和8年4月15日まで (3か月)	